

Rotary

国際ロータリー
第2670地区美馬
ロータリー
クラブ

週報

美馬
ロータリークラブ
ウェブサイト<http://www.mimarotaryclub.com>

2021-2022 年度 第 25 回 例会プログラム

- 例 会 場 Zoom ミーティング・オンライン開催
- 開会点鐘 19時
- 内 容 会長の時間／幹事報告／委員会報告／卓話

出席報告

開催日	会員数	リモート出席	うちメールキャブ	出席率
3/15	25	14	(0)	56%

会長の時間

廣澤誠治 (Seiji Hirose)



ロータリークラブに職業奉仕という考え方を提唱したシェルドンの講話に、有名な「靴屋」の話があります。

シェルドンは事業に失敗する最も大きな理由は儲けようと思って事業を営むことだと述べています。職業は利益を得るための手段ではなく、その職業を通じて社会に奉仕するために存在すると、次のような例えを述べています。

「今、仮に世界の靴屋さんの会合が開かれて、靴に関連する職業を持っている世界の人々が集まったと仮定します。その人たちに、なぜ靴屋をしているのかと質問すれば、95%の人は設けるためと答えるに違いありません。5%くらいの方は、自分の仕事を

通じて他の人に奉仕するためと答えるかもしれません。仮に、その場所に天変地異が起こって、集まった人たちが全員死んでしまったらどうなるでしょうか。当分の間は何の影響もないかもしれませんが、やがて全世界の人たちは靴を履くことが出来なくなってしまうことは確実です。そこで、初めて5%の人たちが答えた、職業を通じて社会に奉仕するという言葉の真意が分かるのです。」

天変地異が起ころうと、戦乱が起ころうと、また輸送が途絶えたり、ストライキが起きようとも、ロータリアンには自らの職業分類の関連する商品やサービスを一般社会の人々に提供する義務があるのを忘れてはなりません。一人一業種の職業分類はロータリアンに与えられた特権であると同時に、その職業分類によって社会の人たちに奉仕する義務があるのです。
(源流の会より)

幹事報告 森廣一 幹事

- ✓ 鴨島、阿波池田 RC から週報が到着しています。
- ✓ 香川の八田ガバナーエレクトより地区運営方針が届いています。
- ✓ 御所 RC から 3月21日の5クラブ親善ゴルフの組合せ表が届いています。



SERVICE TO CHANGE LIVES

奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために

次回
3月22日
の例会

★Zoom リモート開催★19時
★会長の時間★幹事報告など
★卓話

委員会報告

青木博美会員より

- ✓ 来年度のプロジェクトの締め切りが3月31日になっています。来年度の会長を中心に決めてください。
- ✓ 今年度の年次基金は4月にお願いします。

卓話 森 廣一 幹事



今日は職業奉仕の観点から、成人年齢が4月1日から引き下げられるというお話をします。

今まで青年年齢は20歳でしたが、18歳へ引き下げられます。特に皆さんが関心のある内容をお話します。

親権は、未成年の子の監護養育を中心的な目的として、父母が有する権利と義務のことを指します。

監護とは、子を監督し保護することであり、養育には保護教育が生まれます。親権については2通りありまして、財産の管理権これに対して、未成年者に対する同意権と代理権があります。一般的には、未成年の子のための財産管理いわゆる預金をしたり、そういったものについて、代理権、要するに父母が代理人として代理権を基づいて代わって行うことがあろうと思います。次に身上監護権ということですが、居所指定権、未成年者には親権者として居所を指定する権限が与えられております。懲戒権、職業許可権、それから医療行為に対する同意等です。

次に、自己決定権について、いわゆる成年に達しますと自らのことは自らで決定するということになります。一番は婚姻年齢です。改正前は、婚姻ができるのは、男性は18歳、女性が16歳と民法上なっておりますが、4月1日からの改正で、男女とも同様に18歳となり、16歳の方は、事実婚は別として法律上の婚姻はできなくなります。

また、夫婦間の権利義務ということで、同居それから協力扶助の義務があります。また、婚姻費用の負担に対する義務、いわゆる共同で生活する費用負担については相互に負担し、貞操を守る義務が決められています。

子供は、親の許可を得ることなく職業に就くことができませんが、18歳からは親の許可を得ることなく、自由に自らの職業を選択することができます。

次に、婚姻について少しお話しします。今までは、男は18歳、女は16歳でなければ結婚することが出来ないと民法で決められていました。また、未成年者が結婚するには、父母の同意がなければできませんでした。父母の一方が同意しない場合では、他の一方だけで足りるという規定になっておりますし、父母がいない場合は確かできるように思います。

それから、ちょっと面白いのは、4月時点で18歳以上20歳未満の方、2002年から2004年4月1日生まれの方は、その日に成年に達することになり年齢は成人として扱われますが、気をつけないといけないのは飲酒や喫煙です。博打、いわゆる馬券の購入等は禁止されています。18歳で成人になったから何でもできる訳ではありません。

それから、18歳以上であれば親の同意なく結婚もでき、婚姻届も出すことができます。今までは女性は16歳で結婚ができたのですが、これからは16歳の方は結婚できないということになります。次に、成年擬制、いわゆる男性が18歳、女性が16歳で親



SERVICE TO CHANGE LIVES

奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために



美馬ロータリー
クラブ週報

の同意に基づいて結婚した場合については、16歳であっても成人とみなされる成年の擬制というのが民法に規定されていました。子どもが生まれると、親権は原則的に共同親権ということで、父母が持つこととなります。それから事実婚、結婚しない場合や母親が婚姻開始年齢に満たない場合は、子どもの親権は原則的に産んだ女性の親権のみとなります。

次に、少し養育費についてお話をします。未成熟の子に対しては離婚後も父母双方が扶養義務を負うこととなります。そこで、子どもが成年年齢に達していても、学生としてまだ独立して生活を営むことができない以上は養育費を支払う義務があるわけです。未成熟児とは、身体的、精神的、経済的成熟途上の段階にあるため、いまだ就労できず、扶養を受ける必要があると定義されております。離婚後、改正前の養育の支払い時期を協議離婚なり、裁判上の離婚をする場合に定める場合があります。一般的には、成年に達する日の属する月まで養育費を払うというような定め方があったのですが、これは通常はその当時は20歳だったわけですが、新法の施行後は18歳に達すると、その支払いが打ち切られるの可能性があるのですが、当時の成人というのが20歳であったため、成人に達するということが20歳に達するという意味の表現であるので、20歳まで養育を支払う義務があるということになるかと思えます。今後は、終期、要するに養育費をいつまで払うかについて定めることについては、無用のトラブルを避けるために、子が大学に行くことを見越して、子が22歳に達した後に初めて到来する3月までというふうな具体的に定めの方がいいと思います。

お子さんに関して4月1日から成年年齢が下がるということ、一つの話題にしてお話をさせていただければと思います。

(スピーチより抜粋)

スマイルボックス

なし



欠席者（11名）

伊庭雅俊会員、澤田篤也会員、重田勝博会員
田中義美会員、辻貴博会員、戸島健治会員
浪越繁男会員、林秀樹会員、松浦美紀子会員
三好博子会員、山内浩司会員

3月はZoomによるリモート例会です

※例会当日 19時～19時30分まで
(18時45分から入室可能)



※手動で情報を入力される場合
ミーティングID : **982 5802 0593**
パスコード : **mimarc**

Zoomの操作が不安な皆様へ

パソコンやスマートフォン、タブレットでZoomアプリの設定や操作が不安な方は、IT担当の西谷までご一報ください。

(携帯 **090-7785-0406**)



SERVICE TO CHANGE LIVES

奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために



美馬ロータリー
クラブ週報